



# 山形県公報

平成17年3月15日(火)  
第1626号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                            |                   |     |
|----------------------------|-------------------|-----|
| 土地改良区の定款変更の認可.....         | (庄内総合支庁農村計画課) ... | 231 |
| 都市計画事業の変更の認可の告示.....       | (都市計画課) ...       | 同   |
| 都市計画事業の変更の認可.....          | ( 同 ) ...         | 232 |
| 市町村決定に係る都市計画の図書の写しの縦覧..... | ( 同 ) ...         | 同   |
| 道路の区域の変更.....              | (村山総合支庁建設総務課) ... | 同   |
| 県道の供用の開始.....              | ( 同 ) ...         | 233 |
| 道路の区域の変更.....              | (置賜総合支庁建設総務課) ... | 同   |
| 県道の供用の開始.....              | ( 同 ) ...         | 同   |

### 教育委員会関係

### 告 示

|                       |  |     |
|-----------------------|--|-----|
| 山形県教育委員会3月定例会の招集..... |  | 234 |
|-----------------------|--|-----|

### 公 告

|                         |                   |     |
|-------------------------|-------------------|-----|
| 山形県名誉県民の事績の公告.....      | (総務課) ...         | 同   |
| 一般競争入札の公告.....          | (統計企画課) ...       | 235 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... | (最上総合支庁企画振興課) ... | 236 |

## 告 示

### 山形県告示第208号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成17年3月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良区の名称  
因幡堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
東田川郡藤島町大字藤島字笹花16番地2
- 3 認可年月日  
平成17年2月14日

### 山形県告示第209号

次のとおり都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

平成17年3月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 寒河江都市計画公園事業
  - (2) 名称 5・5・2号 最上川ふるさと総合公園
- 2 施行者の名称  
山形県
- 3 事業所の所在地  
山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号  
平成17年3月9日 東北地方整備局告示第32号

## 山形県告示第210号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成17年3月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 施行者の名称  
山形市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・2・7号十日町双葉町線、3・3・6号山形停車場医学部線及び3・4・8号美畑天童線
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 山形市双葉町一丁目、五日町、幸町及び香澄町三丁目地内
  - (2) 使用の部分 山形市五日町地内
- 4 事業施行期間  
平成10年5月29日から平成24年3月31日まで

## 山形県告示第211号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、同条第1項の規定に基づき寒河江市から送付のあった都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成17年3月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 寒河江都市計画地区計画
  - (2) 名称 寒河江みずき団地地区計画
- 2 縦覧の場所  
土木部都市計画課

## 山形県告示第212号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月15日から同年3月28日まで縦覧に供する。

平成17年3月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 山形山辺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                          | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|--------------------------------------------|---|------|-----------------------|------------|
| 東村山郡山辺町大字要害字下原1275番から<br>山形市大字上反田字下原51番4まで |   | 旧    | 35.8メートル<br>と<br>13.0 | メートル<br>60 |
| 同                                          | 上 | 新    | 43.4メートル<br>と<br>13.0 | 同上         |

## 山形県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月15日から同年3月28日まで縦覧に供する。

平成17年3月15日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 山形山辺線
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字要害字下原1275番から  
山形市大字上反田字下原51番4まで
- 3 供用開始の期日 平成17年3月15日

## 山形県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月15日から同年3月28日まで縦覧に供する。

平成17年3月15日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延長         |
|---------------------------------------|---|------|---------------------|------------|
| 米沢市大字梓川字道下536番から<br>同 大字竹井字荒屋1523番4まで |   | 旧    | 6.5メートル<br>と<br>7.2 | メートル<br>46 |
| 同                                     | 上 | 新    | 7.2メートル<br>と<br>9.3 | 同上         |

## 山形県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年3月15日から同年3月28日まで縦覧に供する。

平成17年3月15日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 米沢高畠線
- 2 供用開始の区間 米沢市大字梓川字道下536番から  
同 大字竹井字荒屋1523番4まで
- 3 供用開始の期日 平成17年3月15日

## 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会告示第4号

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

平成17年3月15日

山形県教育委員会

委員長 伊 藤 晴 夫

1 招集の日時 平成17年3月17日(木) 午後2時

2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号

山形県庁舎教育委員室

3 議 題

(1) 山形県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(2) 教育委員会職員の人事について

(3) 教職員の人事について

## 公 告

山形県名誉県民条例(平成5年3月県条例第3号)第2条の規定により山形県名誉県民の称号を贈った者の事績は、次のとおりである。

平成17年3月15日

山形県知事 齋 藤 弘

事 績

氏 名 福 王 寺 雄 一

大正9年山形県米沢市に生まれる。

15歳で日本画家を志して上京、その後、兵役を経て、郷里米沢に戻り活動を再開。昭和28年再度上京、東京都三鷹に居を構える。以来、絶えず研鑽に励み、ライフワークである「ヒマラヤ」連作など、多くの日本画の傑作を発表するとともに、昭和53年に日本美術院評議員、同63年に日本美術院監事、平成3年には日本美術院理事に就任するなど、日本美術界の要職を歴任した。さらに平成6年に日本芸術院会員となり、平成16年には我が国文化の最高の荣誉である文化勲章を受章するなど、日本美術界を先導し、我が国の芸術文化の振興に大きく貢献するとともに、郷里米沢市の教育施設をはじめ、県内の公的機関、公共的施設等へ優れた作品を多数寄贈するほか、各種展覧会の開催等にあたり、その実現に尽力するなど、本県の芸術文化の振興に大きく寄与した。

その主な業績等を摘記すれば、次のとおりである。

8歳にして日本画の手ほどきを受けるようになり、昭和11年、15歳で画家を志して上京、日本画院などで研鑽を積む。

昭和16年に召集を受け、4年半に渡り中国各地を転戦した後、昭和21年、郷里米沢に復員し美術活動を再開した。この間、山形の豊かな自然、風物などを題材に絵を描き、昭和24年、28歳で再興第34回院展出品の「山村風景」が初入選を果たし、同26年には、院展での活躍により、日本美術院院友に推挙された。

昭和28年に再び上京し、同31年に再興第41回院展出品の「かりん」で、同32年には再興第42回院展出品の「朴の木」でそれぞれ日本美術院次賞、大観賞などの受賞歴を重ね、さらに昭和35年、39歳の若さで、再興第45回院展出品の「北の海」が院展の最高賞である日本美術院賞を受賞し、日本美術院同人に推挙された。

また、昭和39年には、人々の生活観までをも含めた地上での綿密な取材に加え、新たな試みとして小型飛行機による上空からの取材、デッサンを重ねあわせて鳥瞰する技法を創出し、昭和40年、再興第50回院展に出品した「島灯」が、第1回山種美術財団賞を受賞、翌年2月には同作品が文部省買上げとなった。また、昭和46年には、再興第56回院展に「山腹の石仏」を出品、内閣総理大臣賞を受賞するなど、中央画壇の第一線で活躍した。

尊敬する横山大観氏の名作である日本一の山、富士の絵を観て、世界一のヒマラヤを描くことを決心していた氏は、昭和49年から、ネパール・ヒマラヤでヘリコプターなどに搭乗し、地上7,000m前後の厳しい環境条件のもとで、

身を乗り出し、世界最高峰の連山と1対1で真正面から向き合うという命懸けの取材を開始、以後18年で11回の取材を敢行し、「ヒマラヤ」連作として次々と作品を発表、氏のライフワークとなる。この連作は、上空と地上からの綿密なデッサンを重ね合せ、鳥瞰するような視野で雄大な山景を描くダイナミックな作風を確立し、日本画に新たな風景表現をもたらした。昭和52年に、再興第61回院展出品の「ヒマラヤ連邦」で第27回芸術選奨文部大臣賞、同59年には再興第68回院展出品の「ヒマラヤの花」で第40回日本芸術院賞を受賞するなど、日本美術界における名声は揺るぎないものになった。

平成6年には日本芸術院会員となり、同9年には伝統的技法の伝承にとどまらない独自の感性や、日本画における新しい風景表現を切り開いた功績が認められ、勲三等瑞宝章を受賞、平成10年には、これら文化の向上発達に寄与した功績が認められ文化功労者に選ばれた。そして平成16年、日本美術界を先導した功績により、文化の発達に関し勲績卓絶なる者に授与される、我が国文化の最高の荣誉である文化勲章を受章した。

また、この間、昭和53年には、日本中国文化交流協会の一員として北京などを歴訪、ネパール・ヒマラヤを中心とした制作活動と合わせ、国際文化の交流にも大きく寄与した。

一方、本県の芸術文化の振興に尽くした功績も顕著であり、戦後間もなく復員し米沢に戻り、意欲的に美術活動を再開し、美術団体の設立などにも尽力した。絵を描くことへの情熱、執念を絶やさず、戦争により断絶した本県文化活動の再興を通じて、地域の復興に寄与するとともに、昭和28年に上京するまでの間、県総合美術展覧会にも出品・入賞を重ねるなど、戦後の山形の芸術文化活動の向上に寄与した。

また、それぞれ東北では初めてのものとなった、昭和37年の再興日本美術院展覧会(院展)山形展及び昭和48年の日本美術院春季展(春の院展)山形展の開催並びにその後の各展開催の定期化にあたっては、本県出身者として郷土愛をもってその実現に尽力したほか、昭和39年の県内での美術館建設にあたっては、他の日本美術院同人とともに作品を寄付し、建設資金に充てる活動を行うなど、本県芸術文化の振興に大きく貢献した。

さらには、本県での個展の開催や、定期開催される院展山形展への多数の作品の出品に努めるとともに、郷里米沢市の教育施設をはじめ、県内の公的機関、公共的施設等に秀逸な作品を数多く寄贈するなど、本県県民に優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供し、本県芸術文化水準の向上に大きく寄与した。

以上に摘記されるように、我が国そして本県の芸術文化の振興に貢献したその功績は誠に顕著であり、県民にとって、郷土の誇りとして大いなる励みとなるとともに、県民がひとしく敬愛するものである。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、2005年農林業センサス農林業経営体調査に係る電算処理等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年3月15日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 県庁入札室(2階)
- (2) 日 時 平成17年4月25日(月)午後4時

### 2 入札に付する事項

#### (1) 調達をする役務の名称及び数量

- イ 名 称 2005年農林業センサス農林業経営体調査に係る電算処理等業務  
 ロ 予定数量

- (イ) 調査票データの入力並びに結果表及び一覧表の集計及び作表 調査票63,000枚  
 (ロ) 調査客体候補名簿のデータの作成 調査客体候補名簿103,000枚

#### (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

#### (3) 契約期間 契約締結の日から平成18年2月28日まで

#### (4) 入札方法 (1)のロの(イ)及び(ロ)ごとの1枚当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成17年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(平成17年1月18日付け山形県公報第1611号)により公示された資格を有すること。

- (2) 財団法人日本情報処理開発協会が策定したISMS認定基準によるISMS認証を取得し、又は財団法人日本情報処理開発協会からプライバシーマークを付与されていること。
- (3) 2の(1)の役務に関し、迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室統計企画課経済統計班 電話番号023(630)3135
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法  
2の(4)による入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、2の(1)の口の(イ)及び(ロ)ごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低となる価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。
- 8 契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)及び(3)に係る証明書を平成17年4月8日(金)午前11時までに山形県総務部総合政策室統計企画課経済統計班に提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、入札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be procured: Computer processing for Census of Agriculture and Forestry 2005 Questionnaire for Survey on Operation of Agriculture and Forestry:  
(a) Inputting dates of answer sheets of statistical research, calculating and preparing result tables and tables:63,000cases  
(b) Making dates of list of names about statistical research tables:103,000cases
- (2) Time-limit for tender:4:00 PM, April25,2005
- (3) Contact point for the notice: Economical Statistics Group, Statistics Coordination Department, General Policy Office, General Affairs Division, Yamagata Prefectural Government, 2-8-1 Matsunami, Yamagata City, Yamagata, Japan 990-8570 TEL023-630-3135

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成17年3月15日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成17年3月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- (1) 名 称  
特定非営利活動法人四季の学校・谷口
- (2) 代表者の氏名  
庄司 博司

(3) 主たる事務所の所在地

山形県最上郡金山町大字飛森258番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、都市住民等に対して、農山村の農林産物、文化、歴史等を媒体とした幅広い交流体験に関する事業を行い、地域経済の活性化、地位文化の向上を図り、更なる地域の発展に寄与することを目的とする。

平成17年3月15日印刷  
平成17年3月15日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056